

宮代町内放課後児童クラブの台風接近・集中豪雨・震災時における臨時休所に関するガイドライン

1 目的

町は、台風や集中豪雨、震災により人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合に、児童、保護者及び従事者の生命と安全を守るため、町内放課後児童クラブにおける臨時休所の判断及び対応を定めたガイドラインを策定するものです。

2 対象施設

町内放課後児童クラブ（以下、「児童クラブ」とします）。

【洪水浸水想定区域】

※宮代町ハザードマップより

児童クラブ名	洪水浸水想定区域	備考
かしの木児童クラブ	-	
いちょうの木児童クラブ	○	
いちょうの木児童クラブ分室	-	
ふじ第一児童クラブ	○	浸水した際に想定される水深： 2 m未満
ふじ第二児童クラブ	○	浸水した際に想定される水深： 2 m未満
かえで第一児童クラブ かえで第二児童クラブ ※令和8～9年度	-	令和8～9年度は、須賀小再編 のため、須賀中学校での保育
かえで第一児童クラブ かえで第二児童クラブ ※令和10年度以降	○	須賀小再編後

3 臨時休所の判断基準・対応

災害時における臨時休所の判断基準及び対応について、下記のとおり定めます。ただし、児童クラブの判断により臨時休所とした場合、町に連絡をするものとします。

(1) 風水害（台風、集中豪雨等）の場合

- ① 町が警戒レベル3（高齢者等避難）以上の避難情報を発令した場合
- ② 気象庁から本町に特別警報が発令された場合
- ③ 交通機関の運休などにより従事者が確保できない又は保護者による送迎が困難な場合

【学校開校日】

学校の対応	児童クラブの対応
臨時休校となった。	臨時休所
登校時間を遅らせた。	下校時刻から通常開所 ※登校前の時間帯は開所しない
登校後に途中下校となった。 ・学校から保護者へ直接引き渡し	臨時休所

【開所時間中に発令（学校放課後）】

警戒レベル	対応	避難情報等発令解除後
警戒レベル3 （高齢者等避難）	早急な迎いの依頼（臨時休所） ・臨時休所となるため、保護者へ早急な迎いを要請する。 ・必要に応じて児童を避難所等へ避難させ、同時に保護者へ周知する。 ・所内や校内の方が安全と判断した場合は、児童を所内、校内の適切な場所に避難させる。	臨時休所 ・施設及び周辺の被災状況の確認が困難であるため、臨時休所とする。
警戒レベル4 （避難指示）		
警戒レベル5 （緊急安全確保）		

【学校休業日における一日保育実施】

警戒レベル	開所前	開所後
警戒レベル3 （高齢者等避難）	臨時休所 ※午前6時までに上記の①②③のいずれかに該当した場合 （児童クラブの対応） ・保護者へ連絡する。	早急な迎いの依頼（臨時休所） ・臨時休所となるため、保護者へ早急な迎いを要請する。 ・必要に応じて児童を避難所等へ避難させ、同時に保護者へ周知する。 ・所内や校内の方が安全と判断した場合は、児童を所内、校内の適切な場所に避難させる。
警戒レベル4 （避難指示）		
警戒レベル5 （緊急安全確保）		

※上記基準によらず、総合的な判断により、児童クラブは臨時休所することがあります。また、特別警報が発令されていない場合においても、強風や豪雨により登降所に危険が伴うことが想定される場合は、安全の確保を優先して登所はできる限り控えてください。

(2) 町内で震度5弱以上の地震が発生した場合

【学校開校日】

学校の対応	児童クラブの対応
臨時休校となった。	臨時休所
登校時間を遅らせた。	下校時刻から通常開所 ・登校前の時間帯は開所しない
登校後に途中下校となった。 ・学校から保護者へ直接引き渡し	臨時休所

【開所時間中に発生（学校放課後）】

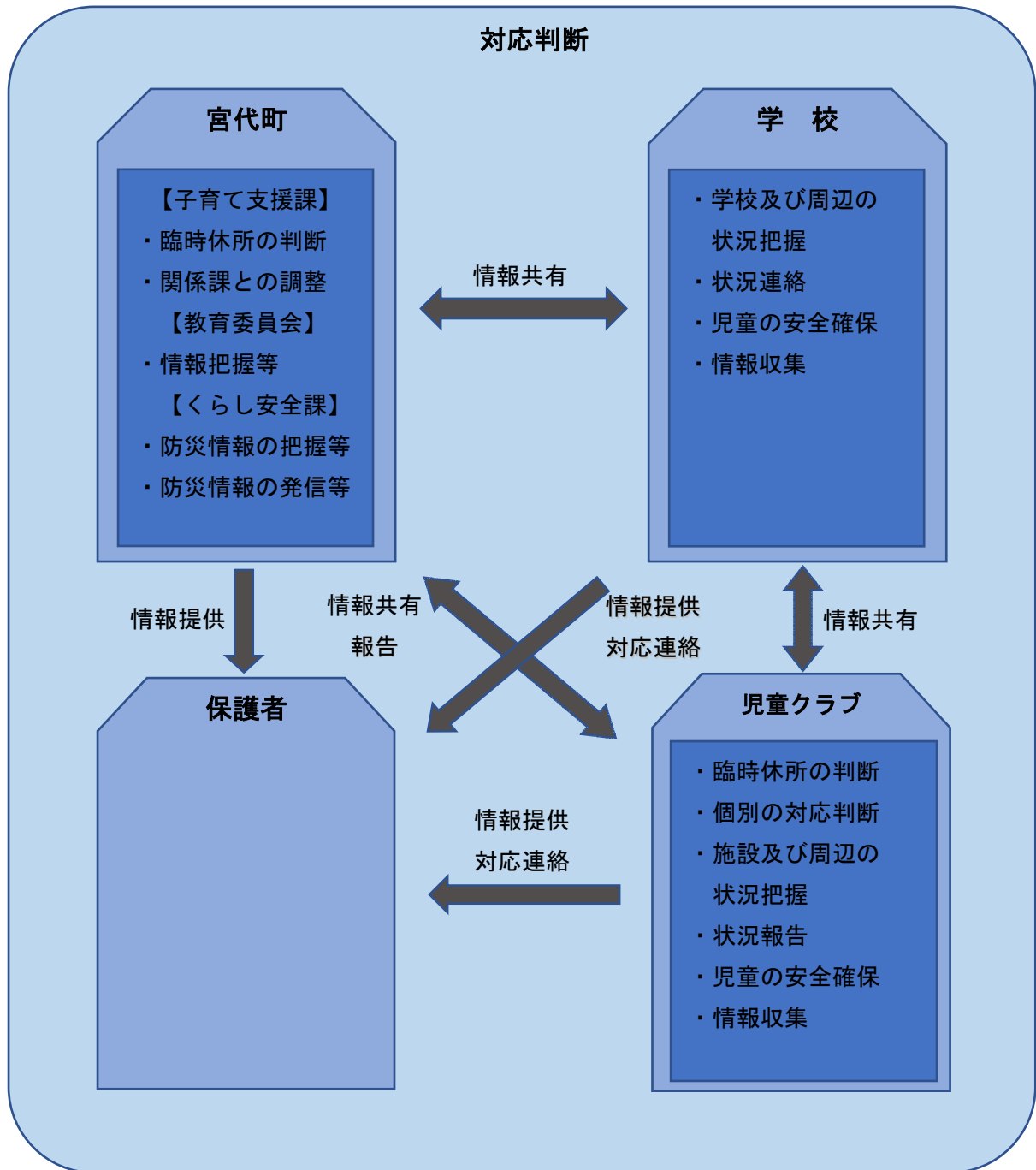
震度	対 応
震度5弱以上	早急な迎への依頼（臨時休所） <ul style="list-style-type: none">・臨時休所となるため、保護者へ早急な迎えを要請する。・必要に応じて児童を避難所等へ避難させ、同時に保護者へ周知する。・所内や校内のほうが安全と判断した場合は、児童を所内、校内の適切な場所に避難させる。

【学校休業日における一日保育実施】

震度	対 応
震度5弱以上	臨時休所 <ul style="list-style-type: none">・施設及び周辺の被災状況の確認や従事者の確保が困難であるため、臨時休所とする。

4 連携体制について

学校、町及び児童クラブは、次のとおり連携を図ります。



5 臨時休所に伴う対応について

(1) 臨時休所を行う際の周知、掲示

町及び児童クラブは、臨時休所を行う場合、ホームページや一斉配信システム等により、保護者に周知を図ります。また、施設の入口に臨時休所する旨及び緊急連絡先を示した案内等を掲示します。

(2) 緊急事態に対して施設に駆け付けられる体制の確保

町及び児童クラブは、緊急事態に対して責任者等が施設に駆け付けられる体制を確保します。

6 保育の再開の基準・対応

本ガイドラインに基づき、避難情報が解除されたときは、児童クラブは、次の事項を確認し、保育を再開できるか否かを町に報告してください。保育を再開した場合、その旨を保護者に連絡するものとします。

(1) 施設及び施設周辺の安全の確保

(2) ライフライン（電気、水道、ガス、交通等）の状況

(3) おやつ等の提供可否（必要があれば一時的な持参等）

(4) 従事者の確保

ただし、災害の状況等を踏まえ、児童クラブの判断により保育を再開した場合は、町に報告するものとします。

7 保護者への事前周知

町は、本ガイドラインによる基準・対応を町のホームページで公表します。

また、児童クラブは、説明会等において、本ガイドラインによる基準・対応を事前に保護者に周知し、理解を得るものとします。

8 その他の計画等との関連

児童クラブは、本ガイドラインや宮代町ハザードマップを参考としながら、詳細な非常災害対策計画、マニュアル、運用指針等を適切に整備し、従事者間で共有するとともに、災害時の対応について保護者と共有するものとします。

9 所管課及び放課後児童クラブ

所管課	住所	電話番号
子育て支援課	宮代町笠原1-4-1	0480-34-1111

放課後児童クラブ	住所	電話番号
かしの木児童クラブ	宮代町字西原261番地	0480-33-8740
いちょうの木児童クラブ	宮代町百間五丁目8番48号	0480-33-8680
いちょうの木児童クラブ分室	宮代町百間四丁目11番17号 深井ビル内	080-6080-7858
ふじ第一児童クラブ	宮代町字百間1105番地12	080-6080-7859
ふじ第二児童クラブ	宮代町字百間1122番地1 (保健センター付近)	080-6080-7887
かえで第一児童クラブ	宮代町大字須賀1426番地1	0480-32-8208
かえで第二児童クラブ	宮代町大字須賀1425番地1	0480-32-8208

※かしの木児童クラブ、いちょうの木児童クラブ、いちょうの木児童クラブ分室、ふじ第一児童クラブ及びふじ第二児童クラブは、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が指定管理者として運営しております（指定管理期間：令和7年度から令和11年度まで）。

※かえで第一児童クラブ及びかえで第二児童クラブは、特定非営利活動法人宮代町かえで児童クラブが指定管理者として運営しております（指定管理期間：令和6年度から令和10年度まで）。

令和3年 9月 1日策定
 令和6年 8月22日改訂
 令和7年10月 3日改訂
 令和8年 4月 1日改訂